

富山大学 学報

第220号

目 次

関係法令	2	学 事	17
学内規則	2	昭和57年度文部省在外研究員派遣予定者の決定	17
富山大学事務電算化委員会規則の一部改正	2	人事異動	17
富山大学人文学部規則の一部改正	2	学内諸報	18
富山大学教育学部規則の一部改正	4	教育学部附属学校(園)長の改選	18
富山大学大学院工学研究科規則の一部改正	5	教養部長の改選	18
富山大学トリチウム科学センター放射線障害予防規則の一部改正	6	職員消息	18
富山大学放射性同位元素総合実験室放射線障害予防規則の制定	7	主要行事	19
諸 会 議	15	資 料	22
		昭和57年度富山大学入学志願者数	22

関 係 法 令

(官報掲
載月日)**省 令**

- 外国人登録法施行規則の一部を改正する省令（法務 3） 2・10

告 示

- 短期大学の学科の設置を認可した件（文部15） 2・4
- 昭和57年度原子力平和利用研究委託費に係る試験研究題目及び申請書の提出期間を定める件
（科学技術庁 2） 2・10
- 社会通信教育を認定した件（文部25） 2・18
- 大学の名称変更に関する件（文部26） 2・19

学 内 規 則

富山大学事務電算化委員会規則の一部改正

富山大学事務電算化委員会規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

昭和57年 2 月 4 日

富山大学長 柳田 友道

富山大学事務電算化委員会規則の一部を改正する規則

富山大学事務電算化委員会規則（昭和54年12月21日制定）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 項を加える。

- 2 委員会は、前項に規定する事項を審議するほか、事務電算室の業務運営を監理する。

附 則

この規則は、昭和57年 2 月 4 日から施行する。

▶ 富山大学事務電算化委員会規則の改正理由

委員会は、事務局に設置される事務電算室の業務運営を監理する必要があるため。

富山大学人文学部規則の一部改正

富山大学人文学部規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

昭和57年 2 月19日

富山大学長 柳田 友道

富山大学人文学部規則の一部を改正する規則

富山大学人文学部規則（昭和52年 5 月16日制定）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「授業科目のほかに」を「もののほかに」に、

「人文学科 必修科目10単位、選択必修科目6単位を含め計78単位以上
語学文学科 必修科目4単位、選択必修科目10単位を含め計78単位以上」

を

「人文学科 必修科目6単位、選択必修科目4単位を含め計76単位以上
語学文学科 必修科目2単位、選択必修科目4単位を含め計76単位以上」

に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1

授業科目及び単位数

人文学科

授 業 科 目	単 位 数	授 業 科 目	単 位 数	授 業 科 目	単 位 数	授 業 科 目	単 位 数
哲 学 概 論	4	史 学 史	2	人文地理学講読	2	地域文化演習	4
西洋哲学史概説	8	東 洋 史 概 説	6	地 理 学 史	4	文化基礎演習	4
哲学特殊講義	6	東洋史特殊講義	8	自然地理学	4	文化構造研究	4
西洋哲学史特殊講義	6	東洋史学演習	6	地 誌 学	6	文 化 論	4
哲 学 演 習	4	東洋史史料講読	4	地 図 学 ²⁴	2	日本生活文化史	4
哲 学 講 読	4	東 洋 文 化 史	2	人文地理学実習	5	東洋生活文化史	4
西洋哲学史演習	4	西 洋 史 概 説	6	文化人類学概論	4	西洋生活文化史	4
西洋哲学史講読	4	西洋史特殊講義	8	文化人類学特殊講義	12	国 家 論	2
論 理 学	4	西洋史学演習	6	文化人類学演習	5	美 術 史	2
倫 理 学	4	西洋史史料講読	2	文化人類学講読	4	法 制 史	2
美 学	2	西 洋 文 化 史	2	自然人類学	4	経 済 史	2
宗 教 学	4	西 洋 古 典 語	4	民 族 誌	4	思 想 史	2
心 理 学	4	史 学 概 論	2	民 俗 学	2	博 物 館 学	4
比 較 思 想	4	考古学概論	4	文化人類学実習	3	博物館学実習	2
日本思想史	2	考古学特殊講義	14	言 語 学 概 論	2	社会教育概論	2
東洋思想史	4	考古学演習	3	言語学特殊講義	22	卒 業 論 文	10
日本史概説	6	考古学講読	2	言 語 学 演 習	8		
日本史特殊講義	8	地 史 学	2	音 声 学 I	2		
日本史学演習	6	考 古 学 実 習	4	音 声 学 II	2		
日本史史料講読	2	人文地理学概論	4	言 語 学 実 験	2		
日 本 文 化 史	2	人文地理学特殊講義	8	文 化 構 造 論	4		
古 文 書 学	4	人文地理学演習	3	地域文化特殊講義	6		

備考 他学部の専門教育科目（教職に関する専門科目を除く。）のうちから選択履修したのも自由選択科目として、卒業に必要な単位数に数えることができる。

語学文学科

授 業 科 目	単 位 数	授 業 科 目	単 位 数	授 業 科 目	単 位 数	授 業 科 目	単 位 数
国 語 学 概 論	2	朝 鮮 語 会 話	4	英 文 学 講 読	8	ド イ ツ 語 会 話	8
国 語 学 特 殊 講 義	8	朝 鮮 事 情	6	ア メ リ カ 文 学 特 殊 講 義	8	ド イ ツ 事 情	4
国 文 学 特 殊 講 義	8	朝 鮮 史	2	ア メ リ カ 文 学 演 習	4	ロ シ ア 語 ロ シ ア 文 学 特 殊 講 義	14
国 語 学 演 習	6	中 国 語 学 概 論	4	ア メ リ カ 文 学 講 読	8	ロ シ ア 語 ロ シ ア 文 学 演 習	8
国 文 学 演 習	6	中 国 語 学 特 殊 講 義	6	英 米 文 学 史	8	ロ シ ア 語 ロ シ ア 文 学 講 読	8
国 語 学 講 読	4	中 国 文 学 特 殊 講 義	6	英 文 法	4	ロ シ ア 文 学 史	4
国 文 学 講 読	4	中 国 語 学 演 習	4	英 作 文	4	ロ シ ア 文 法	2
国 文 学 史	8	中 国 文 学 演 習	8	英 会 話	4	ロ シ ア 語 史	2
国 語 史	2	中 国 語 学 講 読	4	英 語 史	2	ロ シ ア 語 会 話	4
書 道 史	2	中 国 文 学 講 読	8	ド イ ツ 語 学 特 殊 講 義	8	ロ シ ア 事 情	4
朝 鮮 語 学 概 論	4	中 国 文 学 史	6	ド イ ツ 文 学 特 殊 講 義	8	比 較 文 学 概 論	2
朝 鮮 語 学 特 殊 講 義	6	中 国 語 作 文	2	ド イ ツ 語 学 演 習	4	比 較 文 学 特 殊 講 義	6
朝 鮮 文 学 特 殊 講 義	6	中 国 語 会 話	2	ド イ ツ 文 学 演 習	4	比 較 文 学 演 習	4
朝 鮮 語 学 演 習	4	中 国 思 想 史	2	ド イ ツ 語 学 講 読	6	文 学 概 論	2
朝 鮮 文 学 演 習	4	英 語 学 特 殊 講 義	8	ド イ ツ 文 学 講 読	6	フ ラ ン ス 文 学 史	2
朝 鮮 語 学 講 読	2	英 文 学 特 殊 講 義	8	ド イ ツ 文 学 史	8	フ ラ ン ス 文 学 講 読	2
朝 鮮 文 学 講 読	4	英 語 学 演 習	4	ド イ ツ 文 法	4	卒 業 論 文	10
朝 鮮 文 学 史	6	英 文 学 演 習	4	ド イ ツ 語 史	2		
朝 鮮 語 作 文	2	英 語 学 講 読	6	ド イ ツ 語 作 文	4		

備考 他学部の専門教育科目(教職に関する専門科目を除く。)のうちから選択履修したものも自由選択科目として、卒業に必要な単位数に数えることができる。

附 則

この規則は、昭和57年4月1日から施行する。ただし、昭和55年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

▶ 富山大学人文学部規則の改正理由

授業内容の整備充実を図るとともに、卒業に必要な単位数を78単位から76単位に軽減し密度の濃い教育内容を実施することにより一層の教育効果をあげるため。

富山大学教育学部規則の一部改正

富山大学教育学部規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

昭和57年2月19日

富山大学長 柳田 友道

富山大学教育学部規則の一部を改正する規則

富山大学教育学部規則(昭和27年4月18日制定)の一部を次のように改正する。

別表II(ロ)中

「 | 社会科教育 | 社会科教材研究 | 3 | 」を
 「 | 社会教教育 | 社会科教材研究 | 2 | 」に、
 「 | 計 | 17 | 」を
 「 | 計 | 16 | 」に改める。

別表Ⅲ社会専攻中

日 本 史 学	× 日 本 史 学 I (古 代)
	× 日 本 史 学 II (中 世)
	× 日 本 史 学 III (近 世)
	× 日 本 史 学 IV (現 代)

を

日 本 史 学	× 日 本 史 学 I
	× 日 本 史 学 II
	× 日 本 史 学 III
	× 日 本 史 学 IV

に、

西 洋 史 学	× 西 洋 史 学 I (古 代)
	× 西 洋 史 学 II (中 世)
	× 西 洋 史 学 III (近 代)

を

西 洋 史 学	× 西 洋 史 学 I
	× 西 洋 史 学 II
	× 西 洋 史 学 III

に改める。

附 則

この規則は、昭和57年4月1日から施行する。

▶ 富山大学教育学部規則の改正理由

授業科目及び単位数を整理し、教育内容の充実を図るため。

富山大学大学院工学研究科規則の一部改正

富山大学大学院工学研究科規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

昭和57年2月19日

富山大学長 柳田 友道

富山大学大学院工学研究科規則の一部を改正する規則

富山大学大学院工学研究科規則（昭和42年5月19日制定）の一部を次のように改正する。

別表化学工学専攻の項中「|反応工学特論|2|」を

「|反応工学特論|2|

に改める。

|反応装置特論|2|」

附 則

- 1 この規則は、昭和57年4月1日から施行する。
- 2 昭和56年度以前の入学生については、なお従前の例による。

▶ 富山大学大学院工学研究科規則の改正理由

化学工学専攻の教育内容の充実を図るため。

富山大学トリチウム科学センター放射線障害予防規則の一部改正

富山大学トリチウム科学センター放射線障害予防規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

昭和57年2月19日

富山大学長 柳田 友道

富山大学トリチウム科学センター放射線障害予防規則の一部を改正する規則

富山大学トリチウム科学センター放射線障害予防規則（昭和56年2月20日制定）の一部を次のように改正する。

第2条中「業務」を「業務並びに放射線施設の維持及び管理の業務」に改める。

第4条中第2項を第5項とし、第1項の次に次の3項を加える。

- 2 主任者は、放射線施設及び設備の状況について定期的に点検しなければならない。
- 3 主任者は、定期的な点検において異常を認めるときは、必要な措置を講ずるとともにセンター長に報告しなければならない。
- 4 センター長は、放射線障害の防止に関し、主任者の意見を尊重しなければならない。

第8条中「従い、」を「従い、かつ、第21条の規定に基づいて定められる事項により作業を行い」に改める。

第10条第1項中「使用施設内で」を削り、同条に次の1号及び1項を加える。

- (3) 容器の表面の放射線量率が200ミリレム毎時、容器の表面から1メートル離れた位置における放射線量率が10ミリレム毎時をそれぞれ超えないようにすること。
- 2 同位元素の運搬に関し前項以外の事項については、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（総理府令第56号）第18条の規定に基づいて行われなければならない。

第16条第1項中「及び測定」を「、測定及び教育訓練」に改める。

第17条第1項中「放射線障害の発生を予防するために必要な」を「初めて管理区域に立ち入る前及び管理区域に立ち入った後には1年を超えない期間ごとに」に改め、同条第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 前項に規定する教育及び訓練の項目並びに時間数については、次のとおりとする。

- | | |
|---------------------------|--------|
| (1) 放射線の人体に与える影響 | 30分間以上 |
| (2) 放射性同位元素等の取扱い | 4時間以上 |
| (3) 同位元素による放射線障害の防止に関する法令 | 1時間以上 |
| (4) センターの放射線障害予防規則 | 30分間以上 |

3 前項の規定にかかわらず、項目の全部又は一部に関し十分な知識及び技能を有していると認められる者に対

しては、当該項目についての教育及び訓練を省略することができる。

第18条第3項中「本人及び」を「本人に交付するとともに」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第18条の2 センター長は、従事者の外部被ばく線量の測定結果を保存しなければならない。

2 センター長は、前項に規定する測定結果の写しを本人に交付しなければならない。

第20条第4項中「事故」を「ほか、同位元素の所在不明等の事故」に改める。

附 則

この規則は、昭和57年2月19日から施行し、昭和56年5月18日から適用する。

▶ 富山大学トリチウム科学センター放射線障害予防規則の改正理由

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則附則（昭和56年5月16日総理府令第31号）第2項の規定に伴い、所要事項を規定するほか、責任体制をより明確にするため。

富山大学放射性同位元素総合実験室放射線障害予防規則の制定

富山大学放射性同位元素総合実験室放射線障害予防規則を次のとおり制定する。

昭和57年2月19日

富山大学長 柳田 友道

富山大学放射性同位元素総合実験室放射線障害予防規則

（目 的）

第1条 この規則は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号。以下「法律」という。）第21条第1項及び人事院規則10-5（職員の放射線障害の防止）第22条第1項の規定に基づき、富山大学放射性同位元素総合実験室（以下「総合実験室」という。）における放射性同位元素（以下「同位元素」という。）の使用及びその他の取扱いを規制し、放射線障害の発生を予防することを目的とする。

（組織及び職務）

第2条 総合実験室における安全管理に関する職務は次の各号のとおりとする。

- （1）総合実験室長（以下「室長」という。）は、放射線障害予防業務並びに施設の維持及び管理業務を総括する。
- （2）放射線取扱主任者（以下「取扱主任者」という。）は、放射線障害予防についての業務の指導監督を行い、かつ、関係法令及び規則等の実施を確保するため必要な措置を講ずる。
- （3）取扱主任者の代理者（以下「代理者」という。）は、取扱主任者が旅行、疾病その他の事故により職務を行うことができない場合において、その職務を行う。

2 取扱主任者は、室長に安全管理に関し、必要な場合、意見を述べることができる。

3 室長は、取扱主任者の意見を尊重しなければならない。

（放射性同位元素委員会）

第3条 室長は、実験室の管理運営の基本に関すること及び同位元素による障害防止に関することについて、富山大学放射性同位元素委員会規則第2条第1項に定めるところにより富山大学放射性同位元素委員会（以下「同位元素委員会」という。）の議を経なければならない。

（選 任）

第4条 室長、取扱主任者及び代理者は、法令に定める放射線取扱主任者の資格を有する職員のうちから、同位元素委員会の指名に基づき、学長が選任する。

（施設の維持管理）

第5条 室長は、法律第13条第1項及び第2項に定めるところにより施設の維持管理に努めなければならない。

（定期検査）

第6条 取扱主任者は、放射線障害防止のため総合実験室及びこれに付随する設備の保全の状態、保護具、防護用測

定機器等の検査を定期的に行うものとする。

2 取扱主任者は、検査の結果を室長に報告するとともに異常を認めたときは、室長に対し放射線障害防止に関し必要な処置を勧告するものとする。

3 室長は、前項の報告並びに勧告を受けたときは必要な処置を講じなければならない。

(登 録)

第7条 同位元素の使用及びその他の作業に従事する者（以下「従事者」という。）及び管理区域に業務上随時立ち入る者（以下「随時立入者」という。）は、室長にあらかじめ別紙第1号様式により登録を申請しなければならない。

2 室長は、前項の登録申請があったときは、富山大学放射性同位元素総合実験室運営委員会の議を経て許可するものとする。

3 登録申請事項に変更が生じたときは、速やかに再申請を行わなければならない。

4 登録の有効期限は、登録した年度内とする。

(同位元素の使用)

第8条 従事者は、同位元素を使用しようとする場合には、あらかじめ第7条第1項に規定する様式により室長に申請の上、使用許可を受けなければならない。

2 使用許可された事項に変更が生じたときは、速やかに再申請しなければならない。

3 その他同位元素の使用について必要なことは、別に定める。

第9条 従事者は、同位元素を使用する場合には、取扱主任者の指示に従い放射線障害の予防に努めなければならない。

(同位元素の保管)

第10条 従事者は、同位元素の貯蔵又は保管については、取扱主任者の指示に従い、次に掲げる事項を厳守しなければならない。

(1) 同位元素は、所定の貯蔵施設に貯蔵すること。

(2) 貯蔵庫から同位元素を持ち出すときは、漏えいの有無を確認すること。

(3) 同位元素の使用が終了したときは、必ず所定の貯蔵施設に保管すること。

(同位元素の運搬)

第11条 同位元素を運搬する場合は、法律第18条の規定によるほか取扱主任者の指示に従い、次に掲げる事項を厳守しなければならない。

(1) 標識を付した所定の容器に入れ密封すること。

(2) 標識を付した所定の運搬用具を用いること。

(3) 容器の表面の放射線量率が200ミリレム毎時、容器の表面から1メートル離れた位置における放射線量率が10ミリレム毎時を超えないようにすること。

2 同位元素の運搬に関し、前項に規定するほか放射性同位元素による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和35年総理府令第56号）第18条の規定により行うものとする。

(同位元素の廃棄)

第12条 同位元素又は同位元素によって汚染された物の廃棄に関する業務は、取扱主任者が総括する。

2 同位元素又は同位元素によって汚染された物を廃棄しようとする場合には、取扱主任者の指示に従い、廃棄物の物理的・化学的性状により区分し、適切に処理しなければならない。

3 従事者は、取扱主任者の指示に従い使用施設内の容器に収納した廃棄物を指定された廃棄物容器に移し替えなければならない。

(排 水)

第13条 取扱主任者は、液体状の同位元素又は同位元素によって汚染された液を排出しようとする場合には、排水設備の排水口における排液中の同位元素の濃度が許容濃度の10分の1以下であることを確認しなければならない。

2 取扱主任者は、排水口における同位元素の濃度及び排水量を別紙第2号様式により記録しなければならない。

(排 気)

第14条 取扱主任者は、気体状の同位元素又は同位元素によって汚染された空気を排出しようとする場合には、排気設備の排気口における排気中の同位元素の濃度が許容濃度の10分の1以下としなければならない。

2 取扱主任者は、排気口における同位元素の濃度を記録しなければならない。

(測 定)

第15条 従事者は、取扱主任者の指示に従い同位元素による汚染の状況の測定を当該施設の必要と認められる場所について行わなければならない。

2 取扱主任者は、前項に規定する測定を1日を超えない作業期間ごとに1回行うものとし、その結果を別紙第3号様式により記録しなければならない。

3 取扱主任者は、当該施設における放射線量率の測定を1日を超えない作業期間ごとに1回行うものとし、その結果を別紙第4号様式により記録しなければならない。

第16条 従事者は、管理区域から退出する際に、人体表面の同位元素による汚染状況についての測定を自ら行わなければならない。

2 測定の結果、異常な汚染が認められた場合、従事者は、速やかに取扱主任者に連絡し、その指示を受けなければならない。

3 従事者は、測定結果を別紙第5号様式により記録しておかなければならない。

(記 帳)

第17条 取扱主任者は、法律等の定めるところにより教育訓練並びに同位元素等の使用、保管、廃棄及び測定に関する事項の記帳を行わなければならない。

2 帳簿の保存期間は、記帳の閉鎖後5年間とする。ただし、人体が最大許容表面密度を超えて同位元素により汚染され、その汚染を容易に除去することができない場合の測定結果は、永年保存とする。

(教育訓練)

第18条 室長は、従事者及び随時立入者に放射線障害予防規則等の周知、その他放射線障害の発生を予防するため次の各号に定めるところにより、教育及び訓練を行い、その結果を記録しなければならない。

(1) 初めて管理区域に立ち入る前及び立ち入った後には1年を超えない期間ごとに行うこと。

(2) 次の表に掲げる項目について行うこと。ただし、初めて管理区域へ立ち入る者に対しては、左欄に掲げる項目について、それぞれ右欄に掲げる時間数以上行うこと。

項	目	時間数
1	放射線の人体に与える影響	30分間
2	放射性同位元素等又は放射線発生装置の安全取扱い	4時間
3	同位元素及び放射線発生装置による放射線障害の防止に関する法令	1時間
4	総合実験室の放射線障害予防規則	30分間
5	その他必要と認める事項	必要時間

2 前項の規定にかかわらず同項第2号に掲げる項目の全部又は一部に関し十分な知識及び技能を有していると認められる者に対しては、当該項目についての教育及び訓練を省略することができる。

3 未経験者及び経験の少ない者には、経験者の指導の下に作業を行わせ、同位元素の取扱い、使用方法等を修得させなければならない。

(健康診断)

第19条 室長は、従事者及び随時立入者に対し健康診断を実施しなければならない。

2 前項に規定する健康診断は、初めて管理区域に立ち入るとき及び立ち入った後は従事者には3月、随時立入者には6月を超えない期間ごとに1回行わなければならない。

3 室長は、健康診断の結果について別紙第6号様式により記録し本人に写しを交付し、取扱主任者にはその内容を通知しなければならない。

- 4 前項の記録は保存しなければならない。
- 5 放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者は、直ちに取扱主任者に連絡し、その指示の下に保健上必要な処置を受けなければならない。
- 6 取扱主任者は、前項に規定する処置を執った場合には、速やかに室長に報告しなければならない。

第20条 取扱主任者は、従事者の外部被ばく線量の測定結果を別紙第7号様式により記録しなければならない。

- 2 室長は、前項の測定結果を保存するとともに、その写しを本人に交付しなければならない。

(緊急時の措置)

第21条 従事者は、放射線障害を受けるおそれのある不測の事態が発生した場合には、取扱主任者に連絡し、その指導の下に災害の拡大防止に努めなければならない。この際、取扱主任者は直ちに室長に報告しなければならない。

- 2 前項の事態が発生した場合には、学長は遅滞なく科学技術庁長官に届け出なければならない。

(火災時等の措置)

第22条 従事者は、使用施設内に火災が発生したとき、又は使用施設に延焼のおそれのあるときには、消火又は延焼の防止に努めるとともに、直ちに取扱主任者及び消防署に連絡しなければならない。

- 2 室長は、前項に定めるほか、危険時の措置について、あらかじめ事故対策を講じておかななければならない。
- 3 室長は、放射線障害が発生した場合又は地震、火災等により放射線障害が発生するおそれのある場合には、必要な措置を講ずるとともに直ちに学長に報告しなければならない。
- 4 前項に規定するほか同位元素の所在不明等の事故が発生した場合には、学長は遅滞なく科学技術庁長官に届け出なければならない。

(雑 則)

第23条 前条までに規定するもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この規則は、昭和57年2月19日から施行する。
- 2 富山大学文理学部放射性同位元素実験室放射線予防規程（昭和38年10月9日制定）及び富山大学放射性同位元素総合実験室放射線障害予防規則（昭和40年10月11日制定）は廃止する。

別紙第1号様式

放射性同位元素総合実験室使用許可申請書

昭和 年 月 日

富山大学放射性同位元素総合実験室長 殿

申請者氏名 ㊞

富山大学放射性同位元素総合実験室放射線障害予防規則第7条第1項の規定により下記のとおり許可願いたく申請します。

- ◎ 学部及び研究室名 ◎ 代表者官職氏名
- ◎ 研究期間 昭和 年 月 日から 月間
- ◎ 管理区域内において放射線作業に従事する者(放射線作業に従事した経験がある者は、氏名欄に○印を付すこと。)

氏 名	生年月日	放射線作業に従事する予定期間	氏 名	生年月日	放射線作業に従事する予定期間

◎ 管理区域に立ち入るが放射線作業に従事しない者

(放射線作業に従事した経験がある者は、氏名欄に○印を付すこと。)

氏 名	生 年 月 日	氏 名	生 年 月 日

◎ 使用する放射性同位元素

核 種	数 量	使 用 目 的	核 種	数 量	使 用 目 的

◎ 購入放射性同位元素 (使用するため今年度購入済及び購入予定のものを記載すること。)

購入(予定)年月日	購 入 先	核 種	数 量	購入(予定)年月日	購 入 先	核 種	数 量

◎ 持 込 物 品

持 込 物 品 名	数 量	持 込 物 品 名	数 量

1. 主として備品的なもの及び使用後管理区域外へ持出す予定のものを記載すること。
2. 消耗品的なもので、汚染物品として廃棄予定のものは記入しないこと。

注 意

1. この申請書の内容に変更が生じたとき、又はしようとするときはあらかじめ届出ること。
2. 購入予定の放射性同位元素については、年度末に正確な購入状況を調査します。

排 水 記 録 簿

別紙第 2 号様式

取 主 扱 者		責 任 者	
------------------	--	-------------	--

サ ン プ リ ン グ 及 び 放 射 能 測 定	試料採取	採 水 場 所	(1)	(2)	
		採 水 量			
		採 水 日 時			
		採 水 者 氏 名			
	放 射 能 測 定	核 種			
		測定試料の調整			
		測 定 器			
		放射能濃度()	(1)		
			(2)		
		測 定 日 時			
	測 定 者 氏 名				
排 水 処 理	排 水 方 法				
	排 水 日 時				
	排 水 者 氏 名				
備 考					

汚 染 検 査 記 録 簿

別紙第 3 号様式

測定場所	測定箇所	測定値	測定場所	測定箇所	測定値
	1			21	
	2			22	
	3			23	
	4			24	
	5			25	
	6			26	
~~~~~					
	16			36	
	17			37	
	18			38	
	19			39	
	20			B・G	

測定器： _____



別紙第6号様式

健康診断記録簿		放射線作業従事者の別 管理区域随時立入者の別							歳
		生年月日 大正 年 月 日							男女の別
受診 年月日	受診 機関名	医師名	前回から 今回の 被ばく 線量の 集計	検 診 項 目					備 考
				皮膚の 異常	末しょう血液中			眼の 異常	
白血球数	赤血球数	血球素量	血液像						

別紙第7号様式

個人外部被ばく線量管理簿						
<input type="checkbox"/> 放射線作業従事者 <input type="checkbox"/> 管理区域随時立入者						
氏名	生年月日	M.T.S	年齢	性別	男・女	
フィルムバッジ登録番号	測定放射線の種類			着用部位		
経験年数	現在までの集積線量			レム		
回数	着用期間	測定月日	被ばく線量 ミリレム	過去3月間の 集積線量 ミリレム	年間集積線量 ミリレム	備考

▶ 富山大学放射性同位元素総合実験室放射線障害予防規則の制定理由

富山大学放射性同位元素総合実験室放射線障害予防規則について、内容を整理すること及び法律改正に伴う所要事項を規定するため。

---

諸 会 議

---

昭和56年度第15回学寮補導委員会（2月2日）

（審議事項）

- (1)受験生宿泊について

昭和56年度第3回教務委員会（2月5日）

（審議事項）

- (1)昭和57年度非常勤講師について

昭和56年度第5回大学院委員会（2月12日）

（審議事項）

- (1)富山大学大学院工学研究科規則の一部改正(案)について
- (2)昭和57年度富山大学大学院工学研究科（修士課程）第2次入学試験合格者の判定について

昭和56年度第8回附属図書館商議会（2月15日）

（報告事項）

- (1)国会図書館と大学図書館長との懇談会について
- (2)図書館電算化委員会中間答申について

計算機センター運営委員会（2月16日）

（報告事項）

- (1)昭和57年度概算要求結果報告
- (2)業務報告
- (3)広報・教育小委員会報告
- (4)研究開発室報告
- (5)昭和57年度入試処理について

（審議事項）

- (1)昭和58年度概算要求について

昭和56年度第16回学寮補導委員会（2月16日）

（審議事項）

- (1)受験生宿泊について

昭和56年度第17回学寮補導委員会（2月18日）

（審議事項）

- (1)受験生宿泊について

昭和56年度第6回学園ニュース編集委員会（2月18日）

（審議事項）

(1)第38号学園ニュースの編集について

### 昭和56年度第3回富山大学施設整備委員会（2月19日）

#### （審議事項）

- (1)工学部運動場の一部（約5,000m²）割愛の件
- (2)西田地方宿舍用地の一部（304.05m²）譲渡変更について
- (3)教育学部，教育実践研究センターの設置場所について
- (4)岩瀬浜用地の利用と海洋実験研究施設（仮称）の設置場所について

### 昭和56年度第6回大学院委員会（2月19日）

#### （審議事項）

- (1)昭和57年度富山大学大学院理学研究科（修士課程）第2次入学試験合格者の判定について

### 昭和56年度第11回評議会（2月19日）

#### （報告事項）

- (1)昭和57年度富山大学大学院理学研究科（修士課程）及び工学研究科（修士課程）第2次入学試験合格者の判定について
- (2)国大協第3常置委員会について
- (3)教官人事について（理学部，教養部）
- (4)学生の動向について

#### （審議事項）

- (1)富山大学人文学部規則の一部改正(案)について
- (2)富山大学教育学部規則の一部改正(案)について
- (3)富山大学工学部国際規制物資計量管理規則の制定(案)について
- (4)富山大学トリチウム科学センター放射線障害予防規則の一部改正(案)について
- (5)富山大学放射性同位元素総合実験室放射線障害予防規則の制定(案)について
- (6)富山大学院工学研究科規則の一部改正(案)について
- (7)昭和57年度富山大学文学専攻科，教育専攻科，経済学専攻科入学者選抜試験合格者の判定について

### 富山大学入学者選抜健康診断判定基準専門委員会（2月23日）

#### （審議事項）

- (1)健康診断判定基準の改善について（継続審議）

### 昭和56年度第9回補導協議会（2月25日）

#### （報告事項）

- (1)日本育英会奨学生の推薦について

#### （審議事項）

- (1)昭和57年度入学生行事日程について
- (2)昭和56年度厚生補導担当教官研究会について

## 学 事

## 昭和57年度 文部省在外研究員派遣予定者の決定

種 類	学 部	官 職	氏 名	主たる滞在地名及び 当該滞在地の属する国名	調 査 研 究 題 目	派 遣 期間(月)
長期(甲)	経済学部	助教授	泉 田 栄 一	フランクフルト (ドイツ連邦共和国) マックス・プランク比較 法研究所	ヨーロッパの企業結合の法規制	10
	工学部	〃	新 井 甲 一	トロント (カナダ) トロント大学	バクテリアリーチングに関する基礎的研究	10
短 期	教育学部	教 授	藤 森 勉	キャンベラ (オーストラリア) オーストラリア国立大学	海外における工業用原料産地の 地域構造 —わが国工業立地との関連に ついて—	2
	理学部	〃	松 本 賢 一	オルセイ (フランス) 核物理学研究所	素粒子の構造と模型	2

## 人 事 異 動

異動区分	発令年月日	氏 名	異動前の所属官職	異 動 内 容	任命権者
採 用	57. 2. 1	大 岡 耕 之		教授(工学部)	文部大臣
	57. 2. 16	秋 元 一 美		事務補佐員(人文学部・理学部)	富山大学長
	57. 2. 20	四 日 晴 美		〃 (附属図書館)	〃
	57. 2. 22	梅 澤 美 枝 子		〃 ( 〃 )	〃
昇 任	57. 2. 1	藤 木 興 三	助教授(教育学部)	教授(教育学部)	文部大臣
	〃	広 瀬 禧七郎	〃 ( 〃 )	〃 ( 〃 )	〃
併 任	57. 2. 20	若 林 嘉一郎	教授(工学部)	附属図書館長・評議員(59.2.19まで)	〃
公の名称 の 附 加	57. 2. 25	野 村 昇	〃 (教育学部)	教育学部長事務代理	富山大学長
退 職	57. 2. 28	前 田 豊 信	技術補佐員(経理部主計課)	昭和57年2月27日限り退職	〃
	〃	北 上 眞 二	〃 ( 〃 )	〃	〃
	〃	竹 本 浩	〃 ( 〃 )	〃	〃
	〃	藤 木 彌三郎	事務補佐員(附属図書館)	〃	〃
	〃	田 村 清 松	〃 ( 〃 )	〃	〃

---

## 学 内 諸 報

---

### 教育学部附属学校(園)長の改選

教育学部附属小学校長、同中学校長、同養護学校長及び同幼稚園長の任期が、昭和57年3月31日に満了するため、教育学部教授会は、2月24日に次期附属学校(園)長候補者の選挙を行った。その結果、附属小学校長候補者に田中久雄教授が新しく選出されたほか、同中学校長候補者に鶴木利雄教授、同養護学校長候補者に藤井敏孝教授、同幼稚園長候補者に泉 敏郎教授がそれぞれ再選された。任期は昭和57年4月1日から2年間。

田中久雄教授は、昭和23年3月東京第3臨時教員養成所を卒業、富山師範学校教官を経て昭和25年4月富山大学教育学部講師、同34年12月同助教授、同50年3月同教授となり現在に至っている。

専門は、体育理論・体育史、富山県出身。

### 教養部長の改選

梅原隆章教養部長の任期が、昭和57年3月31日に満了することに伴い、教養部教授会は、2月17日に次期教養部長候補者の選挙を行った。その結果、現職の梅原隆章教授が再選された。任期は昭和57年4月1日から2年間。

---

## 職 員 消 息

---

#### 〈新任者〉

##### 人文学部・理学部

事務補佐員 秋元 一美

##### 工学部

教 授 大岡 耕之

##### 附属図書館

事務補佐員 四日 晴美

事務補佐員 梅澤美枝子

#### 〈住所変更〉

##### 経済学部

助 教 授 火原 克二

## 計 報

## 富山大学名誉教授 丸山豊一氏逝去

本学名誉教授 丸山豊一氏は、昭和57年2月23日肺炎のため逝去されました。

享年70才

ここに御冥福を祈り、謹んで哀悼の意を表します。

同氏は、昭和18年3月東京高等師範学校図画研究科を卒業され、同年4月富山師範学校教諭、同20年6月同校助教授を経て、同26年3月富山大学教育学部助教授に就任、同40年4月同教授に昇任、同52年4月停年退官されました。この間34年の永きにわたり終始熱心に学生等の美術教育に当たられるとともに、評議員として本学の管理・運営に尽力されました。

一方、昭和21年光風会展に入選以来、創元展、日展、その他に出品入選され、同35年日展特選、同36年光風会会員賞、同49年光風会60周年記念特別賞などを受賞されました。同41年から日展依頼出品を続け、光風会審査員、同評議員及び日展会友も務められ多大の業績を残されました。

また、昭和47年に富山新聞文化賞、同53年に富山県文化功労賞をも受賞されました。

なお、葬儀は2月25日(木)午前10時から上新川郡大山町の自宅で執り行われました。

## 主 要 行 事

## 本 部

		13日	第1回富山大学事務用電子計算機機種選定委員会
		15~25日	服務関係事務調査
2月		16日	第16回学寮補導委員会
1~9日	昭和56年度会計事務内部監査	17日	国立大学協会第3常置委員会(於国立大学協会)
2日	第15回学寮補導委員会	18日	第17回学寮補導委員会
	国家公務員給与等実態調査説明会(於国立金沢病院)		第6回学園ニュース編集委員会
3~4日	建築設備耐震講習会(於金沢商工会議所)	19日	第6回大学院委員会
4日	第5回事務電算化委員会		第11回評議会
	富山大学放射性同位元素総合実験室運営委員会		第2回富山大学事務用電子計算機機種選定委員会
4~5日	臨時東海・北陸地区国立大学学生部次長・課長会議(於名古屋大学)		第3回施設整備委員会
5日	第3回教務委員会	23日	昭和56年度文部省共済組合実地監査
	庶務係長会議	24日	事務改善委員会主査会議
9日	短期高等教育機関(高岡市)に関する創設準備会議(第1回)(於国立教育会館)	25日	第9回補導協議会
9~15日	富山大学入学願書受付	27日	授業料減免事務担当者打ち合わせ会
12日	第5回大学院委員会		

**文 理 学 部**

2月13日 後学期授業終了

**人 文 学 部**

2月1日 会計事務内部監査

3日 教授会  
人事教授会

4日 文学専攻科入学者選抜試験

13日 後学期授業終了

15日 学部予算委員会  
服務関係事務調査17日 教授会  
人事教授会

20日 文学専攻科合格者発表

23日 人文学部入学者選抜健康診断書審査

24日 教授会  
人事教授会  
時間割担当者会議  
学部教務委員会

25日 人文学部入学者選抜調査書審査

**教 育 学 部**

2月1日 小論文検討委員会

2日 会計事務内部監査

3日 学部図書委員会  
教務委員会4日 留学生委員会  
附属小学校入学者第1次選考（発育検査）  
日本教育大学協会第二部会理事会（於東京学芸大学）5日 日本教育大学協会地区会長会及び同理事会  
（於東京学芸大学）

6日 教育専攻科入学者選抜試験

7日 附属中学校入学者第1次選考（学力検査）

10日 教務委員会  
入試検討委員会

12日 附属中学校入学者第2次選考（抽選）

15日 補導委員会  
小論文検討委員会  
附属小学校入学者第2次選考（抽選）

16日 服務関係事務調査

17日 教務委員会・補導委員会合同会議  
教授会  
人事教授会

19日 入試検討委員会

20日 教育専攻科合格者発表

22～23日 教員養成学部学生合宿研修（スキー）（於  
県営ゴンドラスキー場）24日 教務委員会  
人事教授会  
教授会

25日 予算委員会

**経 済 学 部**

2月4日 学内会計監査

5日 経済学専攻科入学者選考委員会

10日 拡大教務委員会  
日本海経済研究所運営委員会・  
学部図書委員会合同委員会  
人事教授会

13日 後学期授業終了

15日 各種委員選考委員会

17日 学部教務委員会  
人事教授会  
教授会

学部図書委員会

18日 学内服務関係事務調査

**理 学 部**

2月1日 会計事務内部監査

9～10日 大学院理学研究科第2次募集入学者選抜試験

10日 学科主任会議

13日 後学期授業終了

15日 服務関係事務調査

17日 教授会  
理学研究科委員会

20日 理学研究科第2次募集合格者発表

23日 理学部入学者選抜調査書審査  
" 健康診断書審査

17日 服務関係事務調査  
26日 受入事務打ち合わせ（於金沢大学）

## 工 学 部

2月  
2～3日 大学院工学研究科（第二次）入学試験  
3日 会計事務内部監査  
4日 北陸信越地区工業教育協会講演会  
。演題「ソビエト連邦に長期出張して」  
。講師「富山大学工学部助教授 川田 勉氏」  
。演題「クラークソン工科大学に学んで」  
。講師「富山大学工学部助教授 小林信之氏」  
10日 専任教授会  
工学研究科委員会  
12日 大学院工学研究科（第二次）合格者発表  
15日 教官選考委員会  
学部教務委員会  
17日 教授会  
専任教授会  
教官選考委員会  
22日 服務関係事務調査  
23日 学部図書委員会  
25日 後学期授業終了

## 教 養 部

2月5日 会計内部監査  
10日 教授のみの教授会  
15日 授業終了  
17日 教授会  
23日 服務関係事務調査

## 附 属 図 書 館

2月3日 図書館電算化委員会  
4日 会計事務内部監査  
5日 国立国会図書館と大学図書館長との懇談会  
（於国立国会図書館）  
15日 商議会  
係長事務打ち合わせ会

## トリチウム科学センター

2月5日 トリチウム科学センター運営委員会  
17日 トリチウム科学センター・総合実験室の共  
催によるRI講習会（於附属図書館視聴覚室）  
24日 服務関係事務調査

## 保健管理センター

2月17日 臨時健康診断（スキー実習）  
23日 入学者選抜健康診断判定基準専門委員会  
24日 臨時健康診断（スキー実習）  
25日 服務関係事務調査  
28日 第2回健康増進合宿セミナー（於極楽坂ス  
キー場、やまふじ山荘）  
3月2日

## 経営短期大学部

2月1日 第6回財務委員会  
2日 第15回教授会（持ち回り）  
4日 会計事務内部監査  
8～13日 昭和57年度推薦入学願書受付  
12日 第3回入学者選抜学力試験委員会  
18日 第16回教授会  
第1回推薦入学選考委員会  
19日 服務関係事務調査  
19～20日 昭和56年度第3回国立短期大学協会第2部  
会  
21日 推薦入学者選抜試験  
第2回推薦入学選考委員会  
25日 第17回教授会

## 資 料

## 昭和57年度富山大学入学志願者数

学 部	学 科 ・ 課 程	昭 和 5 7 年 度			昭 和 5 6 年 度		
		募集人員	志願者数	倍 率	募集人員	志願者数	倍 率
人文学部	人 文 学 科	90	393	4.37	90	316	3.51
	語 学 文 学 科	80	275	3.44	80	148	1.85
	小 計	170	668	3.93	170	464	2.73
教育学部	小学校教員養成課程	140	239	1.71	140	293	2.09
	中学校教員養成課程	50	131	2.62	50	133	2.66
	養護学校教員養成課程	20	72	3.60	20	66	3.30
	幼稚園教員養成課程	30	138	4.60	30	145	4.83
	小 計	240	580	2.42	240	637	2.65
経済学部	経 済 学 科	120	202	1.68	120	260	2.17
	経 営 学 科	120	337	2.81	120	360	3.00
	経 営 ・ 法 学 科	60	182	3.03	60	120	2.00
	小 計	300	721	2.40	300	740	2.47
理学部	数 学 学 科	40	80	2.00	40	96	2.40
	物 理 学 科	40	60	1.50	40	69	1.73
	化 学 学 科	40	94	2.35	40	82	2.05
	生 物 学 科	30	80	2.67	30	75	2.50
	地 球 科 学 科	30	60	2.00	30	78	2.60
	小 計	180	374	2.08	180	400	2.22
工学部	電 気 工 学 科	50	102	2.04	50	93	1.86
	工 業 化 学 科	45	170	3.78	45	158	3.51
	金 属 工 学 科	40	138	3.45	40	136	3.40
	機 械 工 学 科	50	159	3.18	50	104	2.08
	生 産 機 械 工 学 科	40	93	2.33	40	133	3.33
	化 学 工 学 科	40	104	2.60	40	92	2.30
	電 子 工 学 科	40	78	1.95	40	64	1.60
	小 計	305	844	2.77	305	780	2.56
合 計		1,195	3,187	2.67	1,195	3,021	2.53

◎ 退庁の際は、電気、ガス、ストーブの消し忘れをなくし、火災の予防に心がけましょう!!

◎ 電気、ガス、灯油、水の省エネ・省資源を確実に実施しましょう!!

編 集 富山大学庶務部庶務課  
富山市五福3190  
印刷所 中央印刷株式会社  
富山市下奥井1-4-5  
電話(32)6572代